

工事請負契約事項第25条第6項 に伴う実施フロー

期限等	手続き項目	様式	備考
	請求日	別紙 様式1-1 様式1-2	・発注者又は受注者から請求
7日 以内	スライド額協議開始日の通知	別紙 様式2	・発注者から受注者に通知
14日 以内	基準日		・設計変更を行い、契約変更を行 った上で確認することを基本とす る
	スライド額協議開始		
14日 以内(※)	スライド額確定	別紙 様式3-1-1 様式3-1-2 様式3-2	※「14日以内」については、工期 工事の態様等により、十分な協 議が行える日数に伸張・短縮可
2ヶ月 以上	スライド変更契約		・受発注者で協議書取り交わし ・承諾後に基準日以降の設計変更 等によりスライド額が変わる場合 は、様式3-1-2により協議
	工期末		・精算変更時点で行うことができる

※) 契約事項で規定

※) 本運用又は本資料で規定